

# 大根地区乗合自動車地域協議会規約

(令和8年4月23日施行)

(趣旨)

第1条 この規約は、大根地区住民の公共交通を確保するため、大根地区乗合自動車地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織、運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について調査及び検討を行い、その結果に基づき行政機関や交通事業者等と協力して具体的な対策を実施することを目的とする。

- (1) 生活交通の確保対策に関する事項
- (2) 地域住民の意見集約及び情報等の周知に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる団体等から選出された委員をもって組織する。

- (1) 大根地区自治会連合会
- (2) 運行事業者
- (3) その他自治会から推薦を受けた者

2 前項に定める委員のほか、会長は、次の役職者等にオブザーバーとして協議会の会議に出席を求めることができる。

- (1) 大根地区選出市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他会長が必要があると認める役職者等

3 委員の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。なお、会議を欠席する委員は、会議の議事を会長に委任することについて、委任状を会長に提出するものとする。

3 協議会の会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(経費)

第6条 協議会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第7条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、秦野市役所公共交通所管課に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等について必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和8年4月23日から施行する。